

平成30年

第2回市議会定例会 報告第3号

専決処分の報告について

平成30年2月27日函館市旭町1番先路上で発生した交通事故による損害賠償の額を平成30年4月24日地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決したので報告する。

平成30年6月1日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

1 損害賠償の額

462,056円

2 損害賠償の相手方

函館市に在住する40歳代の男性